福山市上下水道局

2026 年度

福山市内一円

地下貯蔵タンク等点検業務委託　実施設計書

業務概要	地下貯蔵タンク等圧力検査 （タンク本体及び埋設配管等） 松浜ポンプ場 一ツ樋ポンプ場 手城ポンプ場第2ポンプ室 手城ポンプ場第3ポンプ室 手城川排水機場 大津野ポンプ場 新涯ポンプ場 唐樋排水機場 水呑ポンプ場 南新田排水機場 千年ポンプ場 松永ポンプ場 柳津ポンプ場 新市ポンプ場 戸手ポンプ場 千田ポンプ場 古市排水機場 福川排水機場

福山市上下水道局

本 業 務 委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細 別	単位	数量	単 価	金 額	摘 要
本業務委託費						円	円	建築保全業務積算基準（R5年版）
	地下貯蔵タンク等 点検業務委託							
		直接人件費	松浜ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			一ツ樋ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			手城ポンプ場第2ポンプ室 （30kl以下）	式	1			第3号内訳書
			手城ポンプ場第3ポンプ室 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			手城川排水機場 （20kl以下）	式	1			第2号内訳書
			大津野ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			新涯ポンプ場 （20kl以下）	式	1			第2号内訳書
			唐樋排水機場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			水呑ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			南新田排水機場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			千年ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			松永ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			柳津ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			新市ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			戸手ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			千田ポンプ場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			古市排水機場 （10kl以下）	式	1			第1号内訳書
			福川排水機場 （20kl以下）	式	1			第2号内訳書
			計					
		直接物品費		式	1			
		業務管理費		式	1			
		一般管理費等		式	1			
	業務原価		計	式	1			
	（業務価格） 計							
	（消費税相当額）			式	1			
	（本業務委託費）計							

(　　)　　福山市上下水道局

第 1 号　内　訳　書　　地下式(10kL以下)

種　別	形 状 寸 法	数 量	単位	単　価	金　額	摘　要
保全技師補	10kl以下		人			
保全技術員	〃		〃			
保全技術員補	〃		〃			
計						

(　　)　　福山市上下水道局

第 2 号　内　訳　書　　地下式(20kL以下)

種　別	形 状 寸 法	数 量	単位	単　価	金　額	摘　要
保全技師補	20kl以下		人			
保全技術員	〃		〃			
保全技術員補	〃		〃			
計						

(　　)　　福山市上下水道局

第 3 号　内　訳　書　　地上式(30kL以下、埋設配管のみ)

種　別	形 状 寸 法	数 量	単位	単　価	金　額	摘　要
保全技術員	30kl以下		人			
保全技術員補	〃		〃			
計						

仕　　様　　書

業務名称：地下貯蔵タンク等点検業務委託

1．目的　　地下貯蔵タンク等の設備において、以下の法令等に基づいて点検を行い、
危険物の漏えい拡散等事故の未然防止につとめる。

消防法　危険物の規制に関する規則　第62条の4～8

総務省消防庁　告示第71条第4項及び第71条の2第3項

2．点検　　一般財団法人全国危険物安全協会の地下タンク等定期点検事業者として認定をうけ、
点検の方法に関する知識及び技能を有する者が実施しなければならない。
点検の内容については、建築保全業務共通仕様書によるものとする。

①点検方法　：　総務省消防庁　告示第71条第1項及び第2項並びに第71条の2
第1項のいずれかの方法によるものとする。（加圧又は減圧等による試験）

②対象施設　：　別表に示す地下貯蔵タンクの気相部及び液相部
通気管、戻り管、注油管、送油管等の埋設配管部
（手城ポンプ場第2ポンプ室については、屋外タンクの外観目視点検と
埋設配管の①による点検を行うこと。）

3．留意事項　　①発注者と事前に打合せを行うとともに、点検終了時には発注者へ報告すること。

②点検時は危険防止措置を行うとともに関係法令等を厳守し作業すること。

③火気の使用をしないこと。ただし、発注者の許可を得た場合はこの限りでない。

④危険物の性状等に応じた適切な点検を行うこと。

⑤点検中、異常が発見された場合は直ちに発注者に報告すること。

⑥配管等の調査もれがないように調査し実施すること。

⑦疑義事項については発注者、受注者協議のうえ決定する。

4．報告書　　①報告書を1施設につき2部提出すること。
（各施設別に点検記録及び点検写真を作成すること。）

②報告書の内容は正規な表現を用い、測定用紙（データ表）等を添付すること。

③報告書には、地下貯蔵タンク及び配管等の平、断面図を添付するととも
に点検範囲及び具体的実施方法を明示しておくこと。

④事業者認定証及び実施点検者の資格の写しを添付すること。

5．提出物　　①業務実施計画書

②業務責任者報告書

③事業者認定証及び実施点検者の資格の写し

④報告書

別表

施設名	設置場所	製造所等	タンク容量	危険物の種類	点検期日
松浜ポンプ場	松浜町三丁目1-59	地下タンク貯蔵所	10,000ℓ	A重油	2026年12月末日
一ツ樋ポンプ場	東川口町一丁目5-2	地下タンク貯蔵所	5,000ℓ	A重油	2027年 1月末日
手城ポンプ場 第2ポンプ室	東手城町二丁目16-9	屋外タンク貯蔵所	30,000ℓ	A重油	2027年 3月末日
手城ポンプ場 第3ポンプ室	東手城町二丁目16-9	地下タンク貯蔵所	10,000ℓ	A重油	2027年 3月末日
手城川排水機場	東手城町二丁目1918	地下タンク貯蔵所	14,800ℓ	A重油	2027年 3月末日
大津野ポンプ場	大門町五丁目13-40	地下タンク貯蔵所	10,000ℓ	A重油	2027年 1月末日
新涯ポンプ場	新涯町四丁目18番地内	地下タンク貯蔵所	15,000ℓ	A重油	2027年 3月末日
唐樋排水機場	箕島町字寺崎5703	地下タンク貯蔵所	5,000ℓ	A重油	2027年 1月末日
水呑ポンプ場	水呑町三新田二丁目6	地下タンク貯蔵所	8,000ℓ	A重油	2027年 1月末日
南新田排水機場	水呑町三新田二丁目6	地下タンク貯蔵所	5,000ℓ	A重油	2027年 1月末日
千年ポンプ場	沼隈町大字草深2785-280	地下タンク貯蔵所	5,000ℓ	A重油	2027年 3月末日
松永ポンプ場	松永町五丁目4番15号	地下タンク貯蔵所	10,000ℓ	A重油	2027年 3月末日
柳津ポンプ場	柳津町三丁目1番55号	地下タンク貯蔵所	3,000ℓ	A重油	2027年 3月末日
新市ポンプ場	新市町新市291	少量危険物貯蔵取扱所	1,900ℓ	A重油	2027年 1月末日
戸手ポンプ場	新市町大字戸手1071-1	地下タンク貯蔵所	5,000ℓ	A重油	2027年 3月末日
千田ポンプ場	御幸町中津原158-2	地下タンク貯蔵所	5,000ℓ	A重油	2027年 1月末日
古市排水機場	神辺町字平野地先	地下タンク貯蔵所	3,000ℓ	A重油	2026年12月末日
福川排水機場	神島町	地下タンク貯蔵所	12,000ℓ	A重油	2027年3月末日

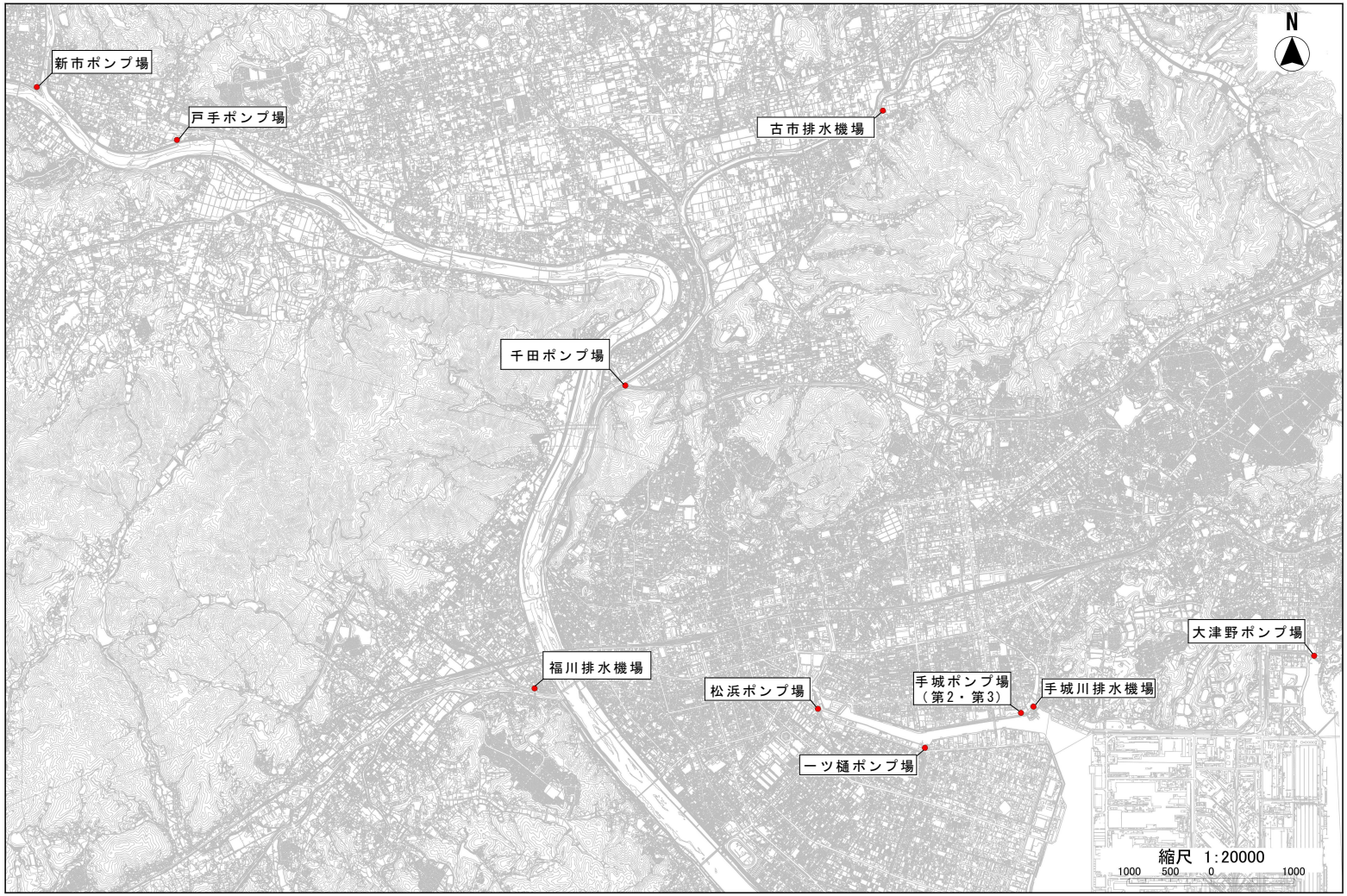

福山市上下水道局			
業務名称	地下貯蔵タンク等点検業務委託		
業務場所	福山市内一円		
図面番号	1	縮尺	図示
位置図（その１）			

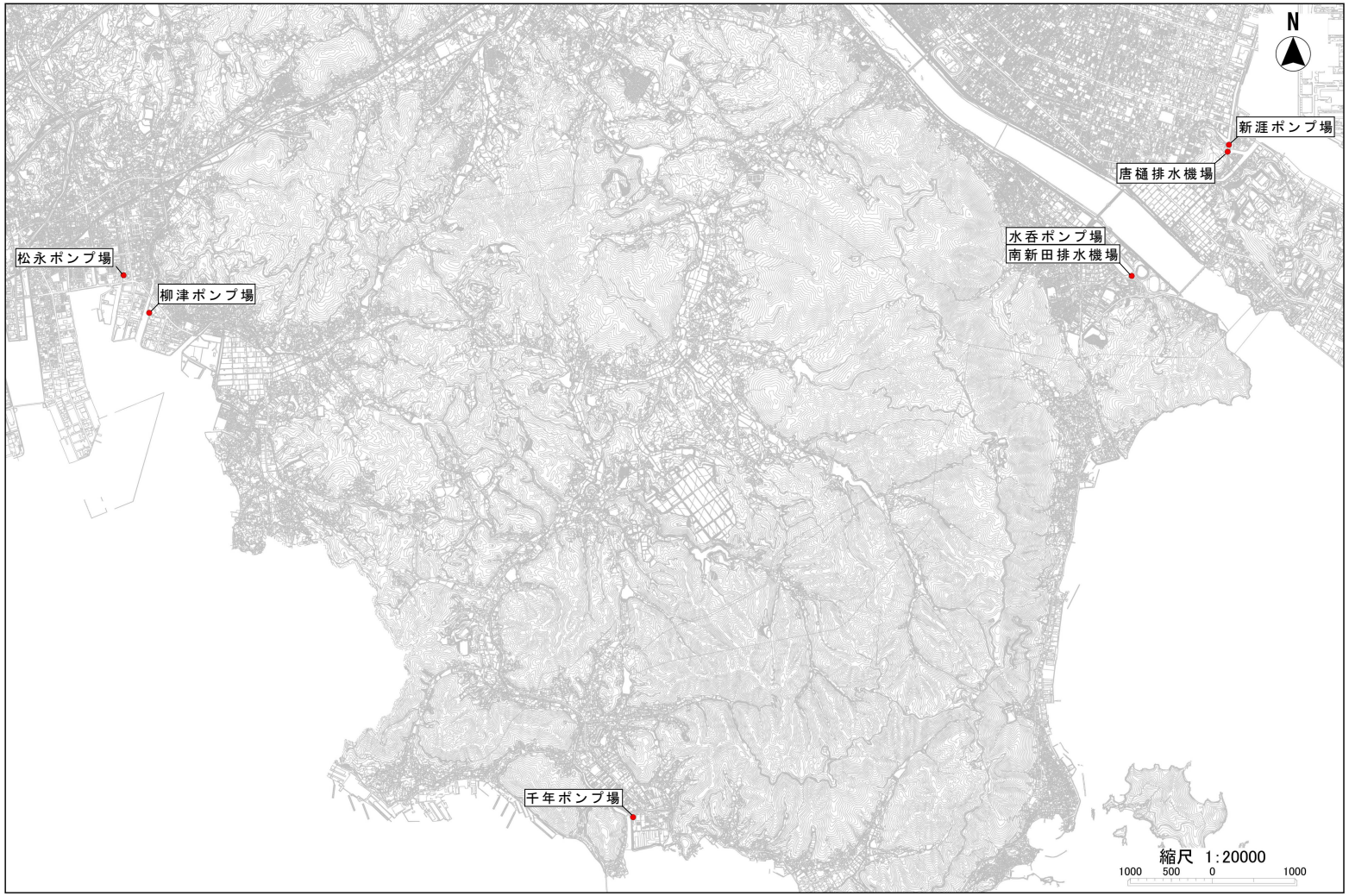

福山市上下水道局			
業務名称	地下貯蔵タンク等点検業務委託		
業務場所	福山市内一円		
図面番号	2	縮尺	図示
位置図（その２）			